



一般社団法人 出版者著作権管理機構
Japan Publishers Copyright Organization

(文化庁 著作権等管理事業者登録 第 07002 号)
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-32 出版クラブビル
電話:03-5244-5088 FAX:03-5244-5089
e-mail:info@jcopy.or.jp URL:http://jcopy.or.jp/

2021年8月23日

一般社団法人日本看護系大学協議会
代表理事 山本 則子 様

一般社団法人出版者著作権管理機構
専務理事／事務局長 武田実紀男

「貴会ご意見へのご回答」について

拝啓 時下ますますご清栄のことと喜び申し上げます。

平素より当機構に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年8月17日に貴会より頂戴いたしました意見書「教育目的利用ライセンスに関する意見書」ご記載の内容につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

● 貴会ご意見 1.

著作権法第 35 条第 1 項に記された「授業の過程内における利用」に限定されたことから、SARTRAS との相違が明瞭になった。改正著作権法第 35 条第 1 項の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」を対象とすることが理解できた。

当機構回答

ご理解をいただきまして、誠に有難うございます。

● 貴会ご意見 2.

「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当するか否かについて、「改正著作権法第 35 条運用指針（2021 年度版）」を確認しても判断が難しい。基本的には、JCOPY のウェブサイトの「管理著作物一覧」にアクセスして、利用しようとする著作物について、複製利用等をおこなうことができる制限ページ数、制限部数を確認する必要があり、これらの作業は非常に時間を要し、教育研究の妨げになることが危惧される。

当機構回答

「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当するか否かのご判断が困難であること、利用しようとする著作物について個別に確認する必要があり「教育研究の妨げに

なる」ことを危惧なされているというご指摘を頂きました。教育機関における許諾を必要とする著作物の利用は様々であり、利用の多いところ、少ないところ等があり一律に判断することは困難です。契約の時点では許諾が必要と思われる著作物の利用量を算定頂き、それに見合う年間の使用料とすることが利用者にとっても権利者にとってもフェアであり公平性の確保につながるものではないかと考えます。但し、契約の最初の年度においては全量について調査・判断する必要はなく、推定でも結構ですのご協力を頂きたいと考えます。

しかし、それでもまだ困難ということであれば、事前に許諾を得た安全な状態とすることが可能な年間包括許諾方式も設定しておりますので、この年間包括許諾方式をご選択になり、契約後に実施頂く実態調査の結果として、ご利用になられた自作教材等をご提出等頂ければ、当機構側でその調査結果をもって許諾の必要の有無を、委託出版者に確認依頼することが可能です。そうなれば「作業に非常に時間を要し、教育研究の妨げになる」ことは多少なりとも軽減されるのではないかと存じます。また年間包括許諾方式は、最低料金が一教育機関当たり年額 3,000 円 (税別) と設定されています。例えば、限られたサンプル調査である実態調査の結果中に、当機構ライセンスに該当するような利用が見当たらなかった場合は、この実態調査結果を基に年額 3,000 円 (税別) が適用されますが、たとえ調査範囲外において当機構ライセンスに該当するような利用が数多く存在していたとしても、既に契約した年度においては追加料金は発生いたしません。なお、この最低料金は履修者一人あたりではなく、教育機関一校あたりの金額です。

● 貴会ご意見 3.

今回は、「JCOPY 教育目的利用ライセンス」を利用する場合、煩雑さを解消するために、年間包括許諾方式が推奨されたが、詳細な実態調査を行って算出する必要があり、非常に時間を要し、教育・研究の妨げになることが危惧される。

当機構回答

前述致しましたが、実態調査の結果として、ご利用になられた自作教材等をご提出等頂くことにより、当機構側でその調査結果をもって許諾の必要の有無を、委託出版者に確認依頼することが可能ですので、是非ご採用のご検討を頂ければと存じます。

以上です。

ご理解を頂けますでしょうか。何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具